

築上町交通空白解消に向けた調査分析業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、築上町が発注する「築上町交通空白解消に向けた調査分析業務委託」について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 目的

本業務は、運行データの電子化と住民意識調査の分析により、交通空白の実態を客観的に可視化し、地域特性に合致した最適な交通モードを検討するもの。この調査分析に基づき、既存交通の再編と優先度の高い地域への新モード導入を推進することで、交通空白の解消と持続可能な地域公共交通の構築を図ることを目的とする。

3 業務の概要

(1) 業務名

築上町交通空白解消に向けた調査分析業務委託

(2) 業務内容

別紙「築上町交通空白解消に向けた調査分析業務委託仕様書」（以下、「業務仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年2月10日まで

(4) 提案上限額

7,997,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 担当部署

築上町 まちづくり振興課 地域係

所在地：〒829-0392 福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2

電 話：0930-56-0300（内線 333）

F A X：0930-56-1405

E-mail：kikaku@town.chikujo.lg.jp

業務時間：平日 8時30分～17時00分

担当者：工藤・高橋

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 過去３年以内（※）に、地方公共団体又は地域公共交通会議等が発注した、地域公共交通に関する調査、分析、計画策定等の類似業務を元請として受託し、誠実に履行した実績を有すること。
- (2) 過去３年以内（※）に、地方公共団体又は地域公共交通会議等が発注した、地域交通に係る実証運行业務（AI オンデマンド交通、公共ライドシェア等）を元請として受託し、企画・設計、運営等を行った実績を有すること。なお、当該実績のうち少なくとも１件は、同一自治体内において、実証運行の前段階となる調査・分析業務から一貫して受託・実施したものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 過去３年間（※）に、国又は地方公共団体等から指名停止処分を受けていないこと。
- (7) 築上町暴力団排除条例（平成 22 年築上町条例第 1 号）に基づく排除対象者でないこと。
- (8) 国土交通省が設置する「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」に会員として加入していること。

※令和 5 年度から令和 7 年度までの期間とする。

５ スケジュール

No.	項目	日程
1	告示	令和 8 年 5 月 18 日（月）
2	質問受付締切	令和 8 年 5 月 25 日（月）17 時まで
3	質問回答期限	令和 8 年 6 月 1 日（月）
4	参加表明書の提出期限	令和 8 年 6 月 3 日（水）17 時まで
5	企画提案書の提出期限	令和 8 年 6 月 10 日（水）17 時まで
6	プレゼンテーション審査	令和 8 年 6 月 18 日（木）
7	審査結果通知	令和 8 年 6 月 25 日（木）
8	契約締結予定日	令和 8 年 7 月上旬

６ 手続き等

（１）質問及び回答

ア 受付期間 令和 8 年 5 月 18 日（月）～5 月 25 日（月）17 時まで

イ 提出場所 築上町まちづくり振興課地域係

ウ 提出方法 質問書（様式第 5 号）を電子メール（kikaku@town.chikujo.lg.jp）にて送付

エ 回答方法 町ホームページにて 6 月 1 日（月）までに公表

※件名は【築上町交通空白解消に向けた調査分析業務委託プロポーザルに関する質問（企業名）】とすること。

（２）参加表明書の提出

ア 提出期限 令和 8 年 6 月 3 日（水）17 時まで

イ 提出場所 築上町まちづくり振興課地域係

ウ 提出方法 持参又は郵送にて提出すること。

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、本町はその責めを負わない。

エ 提出書類 次の書類を提出すること。

No.	提出書類	様式	部数
1	参加表明書	様式第 1 号	1 部
2	会社概要（パンフレット可）	様式第 2 号	1 部
3	参加資格要件の(1)(2)(3)を証明する書類	様式第 3 号	1 部
4	法人登記事項証明書（発行後 3 カ月以内のもの）	—	1 部
5	国税及び地方税の納税証明書（発行後 3 カ月以内のもの） ①国税：税務署が発行する「納税証明書（法人：その 3 の 3、個人：その 3 の 2）」 ②地方税（都道府県税）：所轄の都道府県税事務所等が発行する「納税証明書（法人県民税及び法人事業税）」又は「都道府県税の滞納がないことの証明書」 ※本社（本店）と受任地の都道府県が異なる場合は、受任地の証明書を提出。	—	1 部 （コピー可）

（３）企画提案書の提出

ア 提出期限 令和 8 年 6 月 10 日（水）17 時まで（郵送は必着）

イ 提出場所 築上町まちづくり振興課地域係

ウ 提出方法 持参又は郵送にて提出すること。

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、本町はその責めを負わない。

※持参受付時間 平日 8 時 30 分～17 時 00 分

エ 提出書類 次の書類を提出すること。

No.	提出書類	様式	部数
-----	------	----	----

No.	提出書類	様式	部数
1	企画提案書	任意様式	正本1部・副本6部
2	見積書	任意様式	正本1部・副本6部
3	見積書内訳	任意様式	正本1部・副本6部
4	業務の実施体制	様式第4号	正本1部・副本6部

※企画提案書は、以下の点に留意し作成してください。

- ・ パワーポイントや Google スライド等にて作成すること。
- ・ 類似実績の紹介、事業全体の実施体制・工程、提案者の強みを盛り込むこと。
- ・ 広域な町域における現地調査体制・工程について具体的に記載すること。
- ・ コミュニティバスの再編及び乗合タクシー導入に係る合意形成支援の考え方を具体的に記載すること。

(4) プレゼンテーション審査

ア 日 時 令和8年6月18日（木）を予定 ※詳細は別途電子メールにて通知する。

イ 場 所 築上町役場 3階 会議室3-2・3-3

ウ 内 容 1 提案者あたり 30 分（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分）

エ 説 明 者 3名以内

オ 準 備 物 投影に必要なパソコン等は各自準備すること。スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブルは町が準備する。

(5) 結果通知・審査結果の公表

ア 結果通知 令和8年6月25日（木）

イ 通知方法 参加表明書に記載のアドレスへ電子メールにて通知する。

ウ 公 表 審査結果については、町ホームページにより公表する。

(6) 委託内容の調整及び契約の締結

受託候補者と町が協議し、企画提案書の内容を基本として、本業務の委託に係る仕様書を作成し、見積合わせを実施の上、契約することとする。なお、見積金額は、プロポーザルで提出された参考見積書の金額を超えることはできない。また、受託候補者と合意に至らなかった場合は、得点が次点の者を受託候補者とする。

(7) 参加経費等

参加に伴う経費等は参加者の負担とする。

7 審査の方法

(1) 審査委員会の設置

企画提案の審査、評価及び選定を行うため、築上町交通空白解消に向けた調査分析業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 選定方法

応募者の提出書類に基づく質疑応答を含むプレゼンテーションを実施し、別表「評価基準」に基づき、審査委員会により受託候補者と次点者を選定する。合計点数が同点の場合は、見積額が低い方の提案者を受託候補者とし、見積額の金額も同額の場合は、審査委員会で協議のうえ決定する。

なお、応募者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとし、評価点の合計が6割を上回る場合は受託候補者とする。

※応募多数の場合は、審査委員会において、プレゼンテーションを行う事業者を、提出書類をもとに3者程度選考する場合がある。

8 失格事項及びその他留意事項

(1) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 見積書の金額が「3（4）提案上限額」にある額を超過した場合

(2) その他留意事項

- ア 本プロポーザルに係る費用は全ての参加者の負担とする。
- イ 提出締切後の企画提案書等の修正及び変更は認めない。
- ウ 提出された全ての書類は返却しない。
- エ 企画提案書等は受託候補者選定に伴う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するが、選定結果の公表等に必要な場合は、その者の承諾を得て、内容が無償で使用できるものとする。
- オ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、築上町情報公開条例（平成18年築上町条例第13号）に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- カ 業務の実施体制（様式第4号）に記載した技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を町から得なければならない。
- キ 契約及び手続きは、築上町財務規則（平成18年築上町規則第38号）の規定による。

(別表) 評価基準

区分	評価項目	評価基準	評価点
1	業務の実績	・本町と類似点を持つ自治体（中山間地域を含む広域自治体、人口規模が同等の自治体等）における本業務と同種又は類似業務の受託実績を有しているか。 ・データ分析に基づいて交通再編コンサルティングの実績を有しているか。	10
2	業務スケジュール	・スケジュールは具体的で実現可能か。	10
3	業務内容の理解度	・高齢化、人口減少、運転士不足、学校再編等による移動需要の変化など、本町の地域公共交通を取り巻く課題を適切に理解し、業務目的に沿った考え方が示されているか。 ・コミュニティバス、乗合タクシー、路線バス等の利用実態や交通空白について、地理的・時間的・身体的な視点から適切に把握・分析する考え方が示されているか。 ・調査分析結果を踏まえ、令和9年度の実証運行や交通再編に向けて、どのような手順・視点で検討を進めるか具体的に示されているか。	30
4	調査手法の妥当性	・紙媒体の乗降データを電子化し、アンケートやヒアリング結果等と関連付けながら、利用実態や課題を分析する手法が具体的に示されているか。 ・アンケート調査、ヒアリング調査、データ分析等について、実施方法や工程が具体的に示されているか。 ・調査分析結果を踏まえ、運行シミュレーションや交通モード比較等の進め方が具体的に示されているか。	30
5	実施体制	業務実施体制（人員配置、役割分担、再委託先の管理等）が十分に確保されており、広域な町域における現地調査にも対応可能な体制となっているか。	10
6	見積金額	積算根拠が明確で、企画提案内容を勘案して適正かつ妥当な価格が提示されているか。	10
合 計			100